

平成十年政令第三百四十五号

たばこ特別税に関する政令

内閣は、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第百三十七号）第十二条第三項において準用するたばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第十六条第六項並びに一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第十三条第一項及び第二項、第二十条第二項並びに附則第三条及び第四条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条 この政令において「製造たばこ」又は「保税地域」とは、それぞれ一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（以下「法」という。）第三条に規定する製造たばこ又は保税地域をいう。

（控除又は還付を受けようとするたばこ特別税額に関する書類）

第二条 法第十二条第三項において準用するたばこ税法第十六条第六項に規定する政令で定める書類は、たばこ税法（昭和六十年政令第五号）第十条第三項に規定する書類で、同項第二号に掲げるたばこ税額に当該製造たばこに係るたばこ特別税額を合わせて記載したものとする。

（担保の提供）

第三条 法第十二条第一項又は第二項の規定の適用がある場合において、たばこ税法第二十二条の規定により担保を提供する者は同法第二十三条の規定により提供を命ぜられた担保を提供する者は、その提供する各担保物又は保証人の保証において、たばこ税額の八百九十二分の百八に相当するたばこ特別税額をあわせて担保しなければならない。

2 たばこ税法第十二条第二項の規定の適用を受ける製造たばこに係る前項の規定の適用については、同項中「八百九十二分の百八」とあるのは、「九百四十六分の五十四」とする。

3 たばこ特別税に係る担保は、たばこ税に係る担保を提供すべき国税庁長官、国税局長、税務署長又は税關長に対してもあわせて提供しなければならない。

（担保についての国税通則法等の適用の特例）

第四条 たばこ特別税及びたばこ税に係る担保については、国税通則法（昭和三十七年法律第六十号）及び国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）の規定による担保の提供、変更、処分その他の手続は、あわせて行わなければならない。

第五条 たばこ特別税に係る次の表の第一欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第三欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句とは、あわせて行わなければならぬ。

（たばこ特別税に係るたばこ税法施行令等の適用の特例）

第六条 たばこ特別税に係る次の表の第一欄に掲げる政令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句とす。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
たばこ税法施行令	たばこ税法施行令等の適用の特例	たばこ特別税に係るたばこ税法施行令等の適用の特例	たばこ特別税に係るたばこ税法等の適用の特例
年政令第四十三号） 輸入品に対する内国消費税の徵収等 に関する法律施行令（昭和三十年政 令第一百号）	年政令第四十二号） の二第二項 税 率、 地方 揮 發 油 稅 別 稅	第三条第四 税率、 地方 揮 發 油 稅 別 稅	税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第百三十七号）第八条第一項（税率）に規定するたばこ特別税の税率、
租税特別措置法施行法（昭和三十二 年政令第四十三号） （昭和三十二 年政令第四十二 号） の二第二項 税 率、 地方 揮 發 油 稅 別 稅	第四十五条 たばこ 稅 率、 地 方 揮 發 油 稅 別 稅	第三条第四 税率、 地方 揮 發 油 稅 別 稅	税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第百三十七号）第八条第一項（税率）に規定するたばこ特別税の税率、

三 項 規 定 す る 揮 發 油 稅 及 び 地 方 揮 發 油 稅 又 は た ば こ 稅 及 び た ば こ 特 別 稅	三 項 規 定 す る 揮 發 油 又 は 製 造 た ば こ	國 稅 通 則 法 施 行 令	第 三 十 二 條
及 び た ば こ 特 別 稅	揮 發 油 稅 及 び 地 方 揮 發 油 稅 又 は た ば こ 稅 及 び た ば こ 特 別 稅	國 稅 通 則 法 施 行 令	第 三 十 二 條
災 害 被 害 者 に 對 す る 租 稅 の 減 免 、 徵 收 猶 予 等 に 關 す る 法律 の 施 行 に 關 す る 政 令 (昭 和 二 十二 年 政 令 第 二 百 六 十八 号)	第 三 十 三 條 第 一 項	第 三 十 三 條 第 一 項	第 三 十 二 條 第 一 項
災 害 被 害 者 に 對 す る 租 稅 の 減 免 、 徵 收 猶 予 等 に 關 す る 法律 の 施 行 に 關 す る 政 令 (昭 和 二 十二 年 政 令 第 二 百 六 十八 号)	第 三 十 三 條 第 一 項	第 三 十 三 條 第 一 項	第 三 十 二 條 第 一 項
及 び 一般 會 計 に 於 け る 債務 の 承 継 等 に 伴 い 必 要 な 財 源 の 確 保 に 係 る 特 別 措 置 に 關 す る 法律 (平成 十 年 法律 第 百 三 十七 号)	及 び 一般 會 計 に 於 け る 債務 の 承 継 等 に 伴 い 必 要 な 財 源 の 確 保 に 係 る 特 別 措 置 に 關 す る 法律 (平成 十 年 法律 第 百 三 十七 号)	及 び 一般 會 計 に 於 け る 債務 の 承 継 等 に 伴 い 必 要 な 財 源 の 確 保 に 係 る 特 別 措 置 に 關 す る 法律 (平成 十 年 法律 第 百 三 十七 号)	及 び 一般 會 計 に 於 け る 債務 の 承 継 等 に 伴 い 必 要 な 財 源 の 確 保 に 係 る 特 別 措 置 に 關 す る 法律 (平成 十 年 法律 第 百 三 十七 号)
稅 率、 地 方 揮 發 油 稅 別 稅	稅 率、 地 方 揮 發 油 稅 別 稅	稅 率、 地 方 揮 發 油 稅 別 稅	稅 率、 地 方 揮 發 油 稅 別 稅
稅 率、 地 方 揮 發 油 稅 別 稅	稅 率、 地 方 揮 發 油 稅 別 稅	稅 率、 地 方 揮 發 油 稅 別 稅	稅 率、 地 方 揮 發 油 稅 別 稅
稅 率、 地 方 揮 發 油 稅 別 稅	稅 率、 地 方 揮 發 油 稅 別 稅	稅 率、 地 方 揮 發 油 稅 別 稅	稅 率、 地 方 揮 發 油 稅 別 稅
稅 率、 地 方 揮 發 油 稅 別 稅	稅 率、 地 方 揮 發 油 稅 別 稅	稅 率、 地 方 揮 發 油 稅 別 稅	稅 率、 地 方 揮 發 油 稅 別 稅

		第五十三条 税率、 第五十四項 の二第四項	「置法」という。) 第八条第一項に規定する たばこ特別税の税率、 税率、特別措置法第八条第一項に規定す るたばこ特別税の税率、 率等に伴い必要な財源の確保に係る特 別措置に関する法律(平成十年法律第百三 十七号)第十二条第一項(たばこ税法第 十八条に係る部分に限る。)
		規定するたばこ税、一般会計における債 務の承継等に伴い必要な財源の確保に係 る特別措置に関する法律(平成十年法律 第一百三十七号)に規定するたばこ特別税	たばこ税の税率、 税率、特別措置法第八条第一項に規定す るたばこ特別税の税率、 率等に伴い必要な財源の確保に係る特 別措置に関する法律(平成十年法律第百三 十七号)第十二条第一項(たばこ税法第 十八条に係る部分に限る。)
		規 定 す る た ば こ 税 の 特 別 措 置 に 關 す る 法 律 (平 成 十 年 法 律 第 百 三 十七 号 )	たばこ税の税率、 税率、特別措置法第八条第一項に規定す るたばこ特別税の税率、 率等に伴い必要な財源の確保に係る特 別措置に関する法律(平成十年法律第百三 十七号)第十二条第一項(たばこ税法第 十八条に係る部分に限る。)
			第一条 (施行期日) たばこ事業法施行令(昭和六十一年政 令第二十一号)
			第一條 (平成十年十二月一日から施行する。 小売業者に係る申告等)
二	二	申告者の住所及び氏名又は名称  二 貯蔵場所(法第十九条第二項に規定する小販売業者にあつては、たばこを保税地域に入れたときは、たばこ税額を課す。) 九年法律第六十八号) 第二十二条第一項に規定する営業所。以下この条において同じ。) の所在地及び名称	二 申告者の住所及び氏名又は名称  二 当該製造場の所在地及び名称
一	三	在地及び名称  第三条 法附則第三条第二項に規定する申告書には、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。	三 当該製造たばこの区分及び区分ごとの数量
一	四	一 申告者の住所及び氏名又は名称  二 貯蔵場所(法第十九条第二項に規定する小販売業者にあつては、たばこを保税地域に入れたときは、たばこ税額を課す。) 九年法律第六十八号) 第二十二条第一項に規定する営業所。以下この条において同じ。) の所在地及び名称	四 当該製造たばこの区分及び区分ごとの数量
二	五	たばこ税法施行令第十一条第二項から第四項までの規定は、前項の申告書を提出する義務がある者は、当該申告書の提出期限前に当該申告書を提出しないで死亡した場合について適用する。この場合において、同条第二項第三号中「たばこ税額」とあるのは、「たばこ特別税額」と読み替えるものとする。	五 当該製造たばこにつき法附則第三条第一項の規定の適用を受けた者の住所及び氏名又は名称
三	六	法附則第三条第五項の承認を受けようとする者は、製造たばこを保税地域に入れたときは、たばこ税額を課す。該保稅地域の所在地を所轄する税関長にその旨を届け出るとともに、当該製造たばこの区分(同条第二項第一号に規定するたばこの区分をいう。以下同じ。)及び区分ごとの数量、その置かれている保稅地域の所在地及び名称並びに廃棄の日時、方法及び理由を記載した申請書を当該税関長に提出し、同条第五項の承認を受けた場合は、立会いその他	六 その他参考となるべき事項
四	七	前項の申請書の提出を受けた税関長は、法附則第三条第五項の承認をしたときは、立会いその他の方法により当該廃棄の事實を確認するものとする。	七 その他参考となるべき事項
五	八	法附則第三条第五項の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該製造たばこが同条第一項の規定によるたばこ特別税を課された、又は課されるべきものであることを証明した書類で同条第二項の税務署長から交付を受けたもの(当該製造たばこにつき当該確認を受けようとする者と同条第一項の規定の適用を受けた者が異なる場合には、同項の規定の適用を受けた者を通じて同条第二項の税務署長から交付を受けたもの)を添付し、これを同条第五項の税關長に提出しなければならない。	八 第六項の規定は、前項の場合について準用する。

		二 申請者の住所及び氏名又は名称  二 当該製造場の所在地及び名称	九 前項の申請書の提出を受けた税關長は、法附則第三条第五項の確認をしたときは、当該確認の内容を記載した書類により、その旨を当該申請書を提出した者に通知しなければならない。
		三 当該製造たばこの区分及び区分ごとの数量	十 法附則第三条第六項の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該製造たばこが同条第一項の規定によるたばこ特別税を課された、又は課されるべきものであることを証明した書類で当該製造たばこにつき同項の規定の適用を受けた者を通じて同条第二項の税務署長から交付を受けたものを添付し、これを同条第六項の税務署長に提出しなければならない。
		四 当該製造たばこの輸出又は廃棄に係る販売場の所在地及び名称	
一	一	当該製造たばこの区分及び区分ごとの数量	十一 申請者の住所及び氏名又は名称
三	二	当該製造たばこにつき法附則第三条第一項の規定の適用を受けた時ににおける当該製造たばこの所在地及び名称(当該製造たばこにつき当該確認を受けようとする者と同項の規定の適用を受けた者が異なる場合は、同項の規定の適用を受けた者の住所及び氏名又は名称並びにその適用を受けた時における当該製造たばこの貯蔵場所の所在地及び名称)	十二 当該製造たばこの区分及び区分ごとの数量
四			十三 法附則第三条第一項の規定の適用を受けた時ににおける当該製造たばこの所在地及び名称
一	二	当該製造たばこの区分及び区分ごとの数量	十四 法附則第三条第六項の確認を受けようとするたばこ特別税額を除くものとしてとする。
三	三	当該製造たばこにつき法附則第三条第一項の規定の適用を受けた時ににおける当該製造たばこの所在地及び名称(当該製造たばこにつき当該確認を受けようとする者と同項の規定の適用を受けた者が異なる場合は、同項の規定の適用を受けた者の住所及び氏名又は名称並びにその適用を受けた時における当該製造たばこの貯蔵場所の所在地及び名称)	十五 二二 この政令は、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律(平成十一年法律第十四号)の施行の日から施行する。
四			十六 附則(平成十一年三月三日政令第一〇六〇号)抄

(施行期日)

**第一条** この政令は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から五まで 略

六 第四十五条の二第一項、第二項及び第四項の改正規定並びに第四十五条の三第一項の改正規定並びに附則第二十五条（附則第十四項、第十六項及び第十七項の改正規定に限る。）、第二十

七条及び第三十八条の規定 平成十一年五月一日

附 则 （平成一二年七月一二日政令第三七六号）抄

(施行期日)

1 この政令は、関税定率法等の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成十三年三月一日）から施行する。

附 则 （平成一五年三月三一日政令第一三九号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 附則第三十九条及び第四十条の規定並びに附則第四十二条中国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）附則第十四項、第十六項及び第十七項の改正規定 平成十五年七月一日

附 则 （平成一八年三月三一日政令第一三五号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 附則第四十八条、第五十三条及び第五十六条の規定 平成十八年七月一日

附 则 （平成一〇年六月二七日政令第二一〇号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

附 则 （平成二一年三月三一日政令第一一〇七号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 则 （平成二二年三月三一日政令第六〇号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十七年七月一日から施行する。

附 则 （平成二七年三月三二日政令第一四四号）抄

第一条 この政令は、平成二十七年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 目次の改正規定、第一条の改正規定、第五条第六号の改正規定（同号ハに係る部分を除く。）、第十一条の改正規定及び本則に一章を加える改正規定並びに附則第三条から第十五条までの規定 平成三十年四月一日

規 定 平成三十年十月一日

附 则 （平成三〇年三月三一日政令第一三七号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成三十年十月一日から施行する。

(たばこ特別税に関する政令の一部改正に伴う経過措置)

**第八条** 平成三十年十月一日から平成三十三年九月三十日までの間における前条の規定による改正後のたばこ特別税に関する政令（以下この条において「新令」という。）の規定の適用について

は、次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる新令の規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成三十年十月一日から平成三十二年九月三日まで	第三条第一項八百九十二分の百八百七十六分の百二	八百九十二分の百八百七十六分の百二	十四
平成三十二年十月一日から平成三十三年九月三十日まで	第三条第二項八百九十二分の百八百八十五分の百十	八百九十二分の百八百八十五分の百十	十四
平成三十二年十月一日から平成三十三年九月三十日まで	九百四十六分の五九百四十二分の五十	九百四十六分の五九百四十二分の五十	八
平成三十二年十月一日から平成三十三年九月三十日まで	八百九十二分の百八百八十五分の百十	八百九十二分の百八百八十五分の百十	五
平成三十二年十月一日から平成三十三年九月三十日まで	五百九百四十六分の五九百四十二分の五十	五百九百四十六分の五九百四十二分の五十	五
平成三十二年十月一日から平成三十三年九月三十日まで	二九百四十六分の五九百四十二分の五十	二九百三十八分の六十	十四
平成三十二年十月一日から平成三十三年九月三十日まで	八百九十二分の百八百八十五分の百十	八百九十二分の百八百八十五分の百十	十四